

① 夫の年収 **5,000,000 円**  
 (従業員として会社から“給与”を得ている)

税金計算上、①から差し引くもの

- ② 会社員に認められている一定の差引額 ▲ 1,440,000 円 ※速算表の値なので若干ズレあり  
 (給与所得控除、といいます)
  - ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 ▲ 750,000 円 ※概算なのでズレあり  
 (およその額)
  - ④ 妻を扶養に入れていることによる控除額 ▲ 380,000 円 ※妻70歳未満と仮定  
 (配偶者控除)
  - ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) ▲ 480,000 円
- 税金計算のもとになる所得 1,950,000 円 ※千円未満切り捨て

夫の所得税	99,500 円
夫の住民税	205,000 円
夫の社会保険	750,000 円
<b>計</b>	<b>1,054,500 円</b>

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

① 妻の年収 **0 円**  
 (従業員として会社から“給与”を得ている)

税金計算上、①から差し引くもの

- ② 会社員に認められている一定の差引額 ▲ 0 円 ※速算表の値なので若干ズレあり  
 (給与所得控除、といいます)
- ( ①-②で合計所得金額95万円なので税の扶養範囲内)
- ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 ▲ 0 円 ※概算なのでズレあり  
 (およその額)
  - ④ 夫を扶養に入れていることによる控除額 ▲ 0 円 ※夫70歳未満と仮定
  - ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) ▲ 480,000 円
- 税金計算のもとになる所得 0 円 ※千円未満切り捨て

妻の所得税	0 円
妻の住民税	0 円
妻の社会保険	0 円
<b>計</b>	<b>0 円</b>

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

① 夫の年収 5,000,000 円  
(従業員として会社から“給与”を得ている)

① 妻の年収 1,500,000 円  
(従業員として会社から“給与”を得ている)

税金計算上、①から差し引くもの

税金計算上、①から差し引くもの

② 会社員に認められている一定の差引額 (給与所得控除、といいます)	▲	1,440,000 円	※速算表の値なので若干ズレあり
③ 給与から引かれている健保や厚生年金 (およその額)	▲	750,000 円	※概算なのでズレあり
④ 妻を扶養に入れていることによる控除額 (配偶者特別控除)	▲	380,000 円	※妻70歳未満と仮定
⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除)	▲	480,000 円	
税金計算のもとになる所得		1,950,000 円	※千円未満切り捨て

② 会社員に認められている一定の差引額 (給与所得控除、といいます)	▲	550,000 円	※速算表の値なので若干ズレあり
( ①-②で合計所得金額95万円なので税の扶養範囲内)			
③ 給与から引かれている健保や厚生年金 (およその額)	▲	225,000 円	※概算なのでズレあり
④ 夫を扶養に入れていることによる控除額	▲	0 円	※夫70歳未満と仮定
⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除)	▲	480,000 円	
税金計算のもとになる所得		245,000 円	※千円未満切り捨て

夫の所得税	99,500 円
夫の住民税	207,000 円
夫の社会保険	750,000 円
<b>計</b>	<b>1,056,500 円</b>

妻の所得税	12,500 円	
妻の住民税	29,500 円	
妻の社会保険	225,000 円	(国保と国年なら約35万)
<b>計</b>	<b>267,000 円</b>	<b>(国保と国年なら全体は約39万)</b>

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

夫側で増えた税金の負担	2,000 円	妻側で増えた税金の負担	42,000 円
夫側で増えた社保の負担	0 円	妻側で増えた社保の負担	22万~35万 円

妻、専業主婦 → 妻が年収150万円。  
**増えた収入 150 万円**  
**税と社保 -39 万円 (最大で)**  
**トータルで 111 万円 の得。**

① 夫の年収 **5,000,000 円**  
 (従業員として会社から“給与”を得ている)

① 妻の年収 **1,800,000 円**  
 (従業員として会社から“給与”を得ている)

税金計算上、①から差し引くもの

税金計算上、①から差し引くもの

- ② 会社に認められている一定の差引額 ▲ 1,440,000 円 ※速算表の値なので若干ズレあり  
 (給与所得控除、といいます)
  - ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 ▲ 750,000 円 ※概算なのでズレあり  
 (およその額)
  - ④ 妻を扶養に入れていることによる控除額 ▲ 160,000 円 ※妻70歳未満と仮定  
 (配偶者特別控除)
  - ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) ▲ 480,000 円
- 税金計算のもとになる所得 2,170,000 円 ※千円未満切り捨て

- ② 会社に認められている一定の差引額 ▲ 620,000 円 ※速算表の値なので若干ズレあり  
 (給与所得控除、といいます)  
 ( ①-②で合計所得金額95~133万円なので税の扶養範囲から部分的に抜ける)
  - ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 ▲ 270,000 円 ※概算なのでズレあり  
 (およその額)
  - ④ 夫を扶養に入れていることによる控除額 ▲ 0 円 ※夫70歳未満と仮定
  - ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) ▲ 480,000 円
- 税金計算のもとになる所得 430,000 円 ※千円未満切り捨て

夫の所得税	122,000 円
夫の住民税	232,000 円
夫の社会保険	750,000 円
<b>計</b>	<b>1,104,000 円</b>

妻の所得税	21,900 円	
妻の住民税	48,000 円	
妻の社会保険	270,000 円	(国保と国年なら約37万)
<b>計</b>	<b>339,900 円</b>	<b>(国保と国年なら全体は約44万)</b>

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

176880  
198480

夫側で増えた税金の負担	49,500 円	妻側で増えた税金の負担	69,900 円
夫側で増えた社保の負担	0 円	妻側で増えた社保の負担	27万~37万 円

妻、専業主婦 → 妻が年収180万円。

増えた収入 **180 万円**  
 税と社保 **-49 万円 (最大で)**  
 トータルで **131 万円** の得。

① 夫の年収 **5,000,000 円**  
 (従業員として会社から“給与”を得ている)

税金計算上、①から差し引くもの

- ② 会社に認められている一定の差引額 ▲ 1,440,000 円 ※速算表の値なので若干ズレあり  
 (給与所得控除、といいます)
  - ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 ▲ 750,000 円 ※概算なのでズレあり  
 (およその額)
  - ④ 妻を扶養に入れていることによる控除額 ▲ 0 円 ※妻70歳未満と仮定
  - ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) ▲ 480,000 円
- 税金計算のもとになる所得 2,330,000 円 ※千円未満切り捨て

夫の所得税	138,300 円
夫の住民税	238,000 円
夫の社会保険	750,000 円
<b>計</b>	<b>1,126,300 円</b>

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

① 妻の年収 **3,000,000 円**  
 (従業員として会社から“給与”を得ている)

税金計算上、①から差し引くもの

- ② 会社に認められている一定の差引額 ▲ 980,000 円 ※速算表の値なので若干ズレあり  
 (給与所得控除、といいます)  
 ( ①-②で合計所得金額133万円超なので税の扶養範囲から**完全に抜ける**)
  - ③ 給与から引かれている健保や厚生年金 ▲ 450,000 円 ※概算なのでズレあり  
 (およその額)
  - ④ 夫を扶養に入れていることによる控除額 ▲ 0 円 ※夫70歳未満と仮定
  - ⑤ 誰にでもある控除額 (基礎控除) ▲ 480,000 円
- 税金計算のもとになる所得 1,090,000 円 ※千円未満切り捨て

妻の所得税	55,600 円	
妻の住民税	114,000 円	
妻の社会保険	450,000 円	(国保と国年なら約48万)
<b>計</b>	<b>619,600 円</b>	<b>(国保と国年なら全体は約65万)</b>

※ 上記試算結果はあくまで概算です。

夫側で増えた税金の負担	71,800 円	妻側で増えた税金の負担	169,600 円
夫側で増えた社保の負担	0 円	妻側で増えた社保の負担	45万~48万 円

妻、専業主婦 → 妻が年収300万円。

増えた収入 **300 万円**  
 税と社保 **-72 万円** (最大で)  
 トータルで **228 万円** の得。